

世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（素案）概要版

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

令和6年(2024年)7月

世田谷区

計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

第3章 基本方針

第4章 政策の柱

第5章 計画の内容

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

第7章 子どもの貧困対策計画

資料編

※第7章及び資料編の一部は、今後、計画案で掲載予定

第1章 計画の策定にあたって

子ども・若者総合計画（第3期）策定の趣旨

本編 P7

令和6年度（2024年度）に「子ども計画（第2期）後期計画」の最終年度を迎えたことから、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを引き継ぎつつ、新たに子ども・若者にかかる個別計画を定めます。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを引き継ぎつつ、妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考えのもと、「子ども・若者総合計画（第3期）」に名称を変更します。

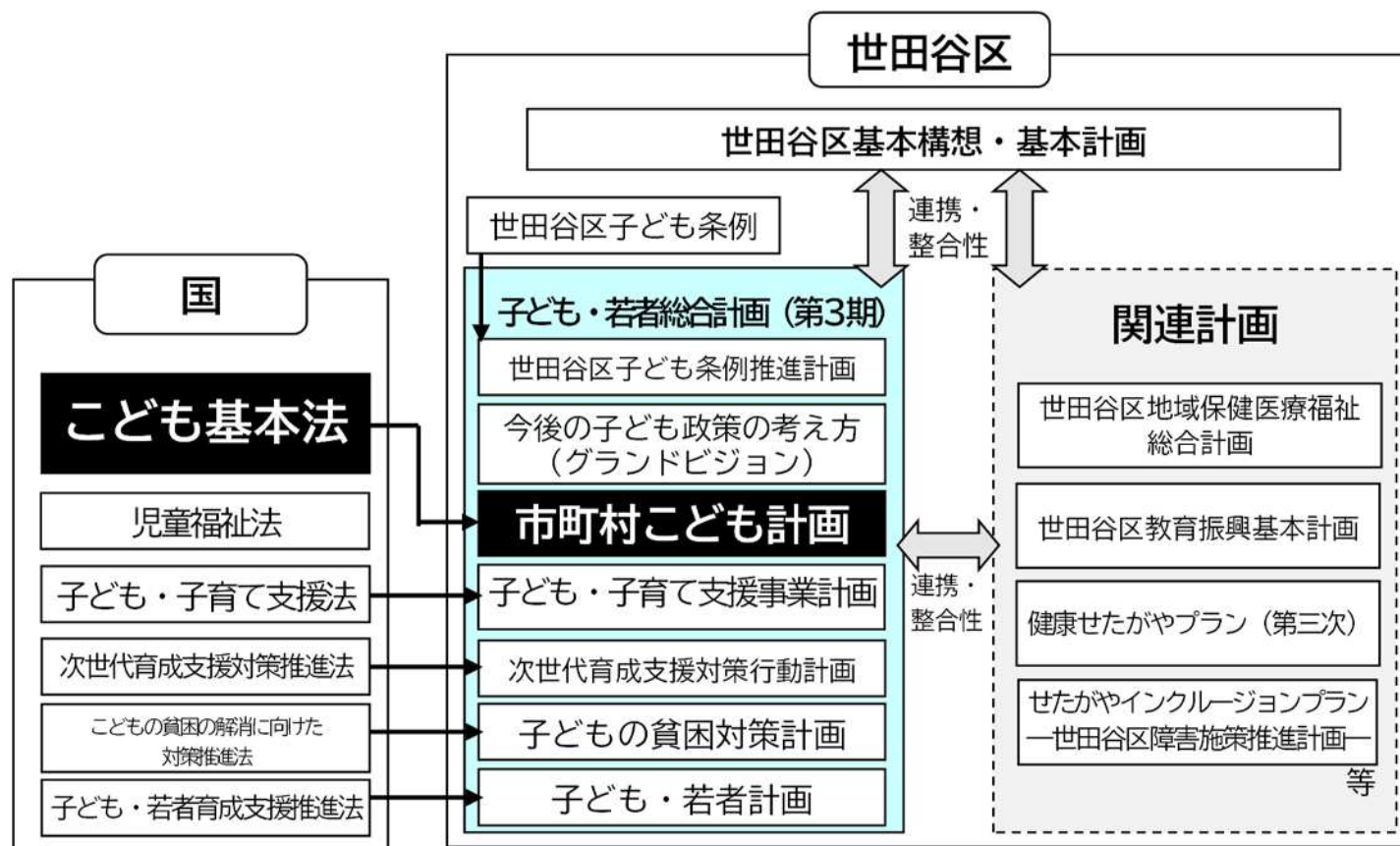
これまでと同様に、子ども計画が大切にしてきた区民とともに進める地域づくりには、長期的な施策の見通しが必要であるという考えに基づき、計画期間は10年間とします。なお、計画策定後も、時勢をみながら必要な見直しを行います。

■ 計画期間 ■

H27 2015					H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020					R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025					R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	
子ども・若者の 個別計画	世田谷区子ども計画（第2期）（H27～R6）																世田谷区子ども・若者総合計画（第3期） 															
									後期計画（R2～R6）																							
									同調整計画																							
								今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）																								
世田谷区基本構想（H25～）																																
基本構想 基本計画 実施計画 実施計画																																
	世田谷区基本計画（H26～R5）																世田谷区基本計画（R6～R13）															
	新実施計画 H26～H29								新実施計画（後期） H30～R3								実施計画 R4～R5								実施計画 R6～R9							

本計画は、世田谷区子ども条例の推進計画として策定します。また、第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置付けるとともに、これまでと同様、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法(令和6年(2024年)6月改正)に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。

■ 計画の位置づけ ■



(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、個別事業の進捗とともに、計画全体についての進捗も公開し、区民や学識経験者等が参加する会議で評価・検証を行います。

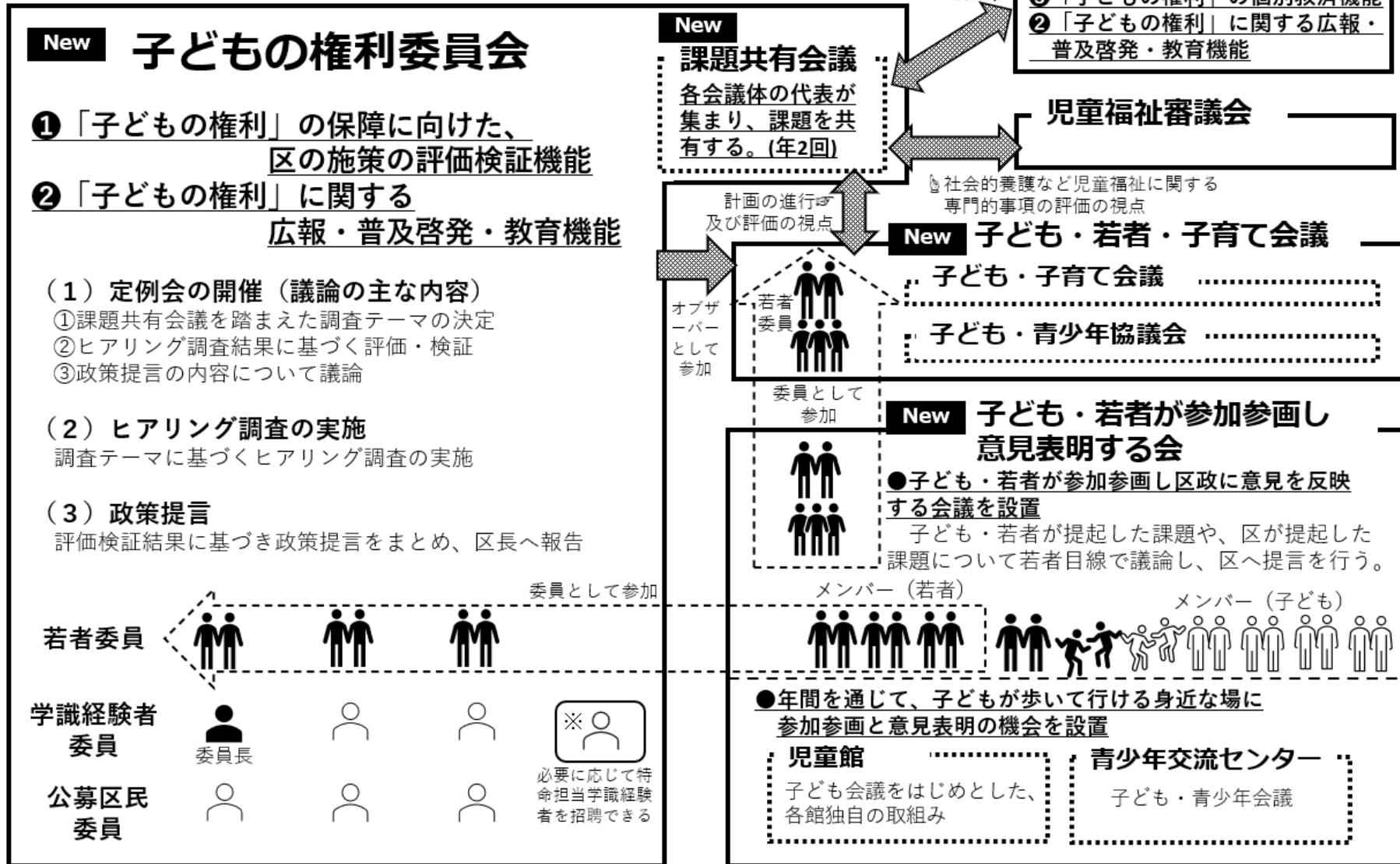
これまで、進捗管理や評価・検証については、子ども・子育て施策は、世田谷区子ども・子育て会議、若者施策は、世田谷区子ども・青少年協議会で行ってきました。

第3期は、子ども・若者総合計画として策定することから、今後、計画の初年度にあわせて、世田谷区子ども・子育て会議と世田谷区子ども・青少年協議会を統合し（（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議）、妊娠期から学童期・思春期、若者期まで、切れ目なく総合的な視点で、進捗管理と評価・検証を行います。

さらに、新たに、子ども条例の一部を改正する条例に基づき、子どもの権利保障に向けた、区の施策の評価・検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関である「世田谷区子どもの権利委員会」を設置します。

「世田谷区子どもの権利委員会」は、子ども・若者が参加・参画し、意見表明できる機会と連携した仕組みにするとともに、（仮称）世田谷区子ども・若者・子育て会議、児童福祉審議会、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート（略称：せたホッと）」等の関係機関とも、定期的に、子どもの権利に関する課題を共有し、評価・検証、ヒアリング等のモニタリング調査を実施します。また、「世田谷区子どもの権利委員会」は、評価・検証結果を踏まえて、区長に対して、政策提言を行います。

「子どもの権利委員会」の設置について(案)



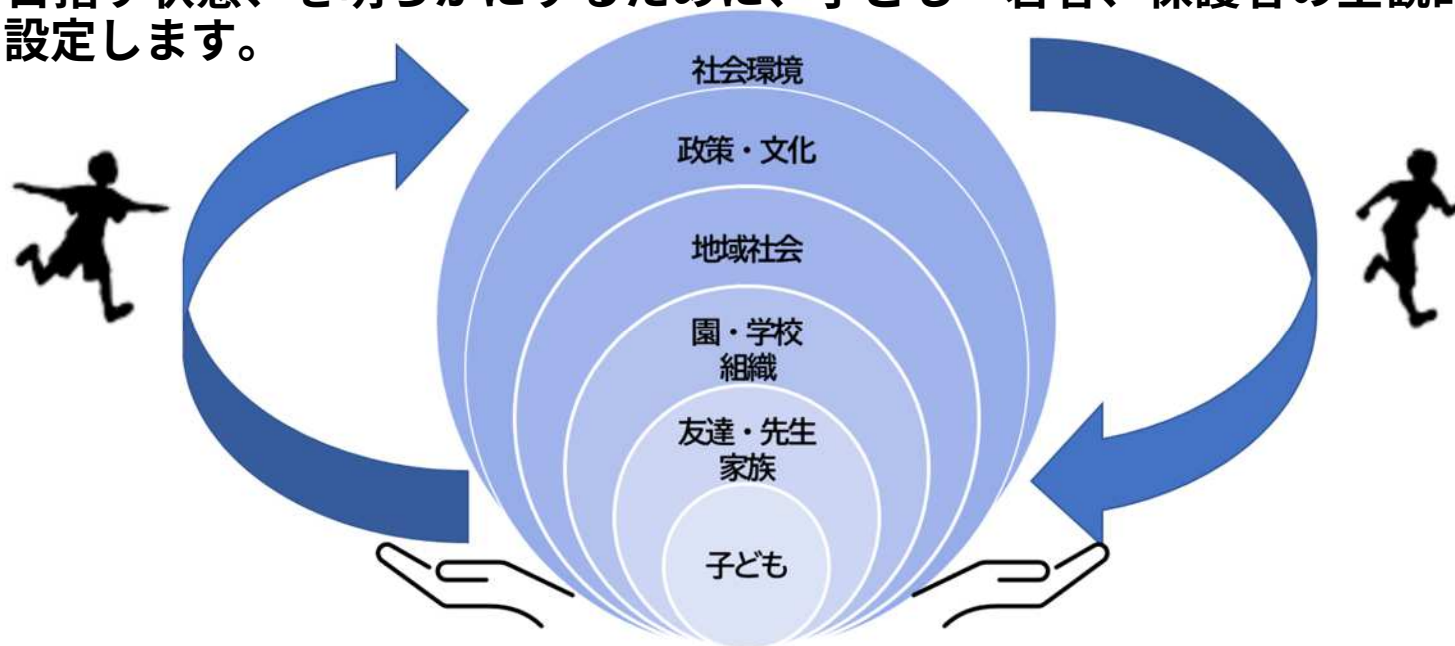
(2) 指標を用いた計画の評価

本編 P11

子どもは、保護者や家族、友達、先生や保育士、支援者や周囲の大人、幼稚園や保育園、学校や居場所、地域社会や政策・文化、社会環境等、子ども・若者を取り巻く様々な関係が、相互に影響を与え合う環境の中で、その影響を通じて、発達していきます。

本計画では策定にあたり、新たに政策の柱ごとに、子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標を設定し、計画の指標とします。

この指標は、社会環境等の影響も受けるものですが、本計画で推進する政策の柱を通じて、目指す状態、を明らかにするために、子ども・若者、保護者の主観的な評価を指標に設定します。



子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標		現況数値	目標 (R11)	目標 (R16)
①	周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合	74.3%低学年、 76.4%高学年、 67.0%中学生、 75.5%若者	案で定める	案で定める
②	自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合	77.1%低学年、 76.0%高学年、 69.6%中学生		
③	社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合	29.5%中学生		
④	人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合	77.4%若者		
⑤	自分のことが好きだ、と思う子どもの割合（小学校低学年のみ）	68.0%低学年、 55.0%高学年、 54.7%中学生		
⑥	子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合	80.1%就学前児童保護者、 76.3%就学児童保護者		
⑦	やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合	87.5%低学年、 80.2%高学年、 74.3%中学生		
⑧	家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、 と思う子どもの割合	77.8%低学年、 77.7%高学年、 68.8%中学生		
⑨	世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合	45.6%若者		
⑩	ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合	92.9%若者		
⑪	最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合	27.9%若者		
⑫	世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合	49.9%若者		
⑬	心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合	85.5%低学年、 84.9%高学年、 75.0%中学生		
⑭	どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合	59.4%低学年、 68.8%高学年、 74.0%中学生		
⑮	自分のことが大事だ、と思う若者の割合	84.2%若者		
⑯	子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合	80.6%就学前児童保護者、 82.6%就学児童保護者		
⑰	地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合	64.5%就学前児童保護者、 64.2%就学児童保護者		

第2章 子ども・若者を取り巻く環境、第2期（後期計画）の評価

本編 P13-18

1 調査結果からみえてきた子ども・若者の状況

（1）小中学生アンケート調査結果から推測される子どもの状況

今回、子どもたちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が、世田谷の子どもたちが直面している課題として明らかになりました。

①「毎日、勉強をする（学校の授業以外の宿題等）」割合は、低学年74.4%、高学年76.3%、中学生63.9% 高学年では、3時間以上が3割（うち5時間以上が1割強）。一方で、「毎日、公園などの外で遊ぶ」割合は、低学年11.2%、高学年15.5%、中学生6.0%、外で遊ぶ機会が少ない状況にある。

②中学生に心身の調子を質問したところ、「よくねむれない」割合は6割、「いつも疲れている」割合は7割、「やる気が出ない」割合は7割強にものぼっている。5年前の調査より、「いつもある」割合が増加している。

③「自分自身のことが好きだ」と回答した割合は、低学年68.0%、高学年55.0%、中学生54.7%で前回調査から増えたものの、「孤独だと感じる」と回答した割合は、中学生19.2%で5年前の調査より倍増している。

④子どもの権利が守られているか、について、「はい」の割合が、低学年は「やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができる（87.5%）」、高学年、中学生では、「心も身体ものびのびと成長でき、安心して暮らしている（高学年84.9%、中学生75.0%）」が最も高かった。一方で、「いいえ」の割合が、「おうちの人からたたかれたり、ひどいことを言われたりしない」権利が、低学年18.0%、高学年15.9%、中学生11.1%と最も高い結果となった。

⑤平日の夕方6時くらいまでの放課後の過ごし方、を質問したところ、毎日、「塾や習い事、スポーツクラブ」で過ごしている割合は、高学年で13.1%（夜間（6時～8時）では、10.0%）にものぼっている。学年別では小学校6年生が最も高い（夕方6時くらいまで20.0%、夜間（6時～8時）17.6%）。一方、児童館や公園などの外で過ごす割合が低く、まったく過ごさない割合も高い。

⑥平日の夕方6時くらいまでをどこで過ごしたいか（希望）を尋ねたところ、高学年は「自分の家」が8割を超えており、「友達の家」4割強、「公園などの外」4割弱の回答となった。中学生は、「部活動等」4割強、「塾や習い事等」2割強と続いている。令和4年の保護者調査の結果とは異なっている。

⑦困っていること、悩んでいること、つらいこと、を尋ねたところ、「特にない」以外では、勉強や受験、進学や将来のことの悩みが多い結果となった。

⑧困っていることや悩み、つらいことを聞いてくれる人がいる割合は、低学年89.4%、高学年81.0%、中学生82.6%であった。一方で、「いない」「誰にも話さない・話したくない」割合は、低学年8.3%、高学年17.6%、中学生15.8%となり、「誰にも話さない・話したくない」割合が高い。

(2) 若者調査結果から推測される若者の状況

①「自分のことが大事だと思う」「人や社会の役に立ちたいと思う」等の回答は7割を超えている一方、「孤独だと感じる」と回答した割合は21.6%で、中学生調査の19.2%より高い結果となっている。

②ホッとでき、安心していられる場所の有無を尋ねたところ、9割以上の若者が「ある」と回答した。一方で、具体的な場所については、自分の部屋、自室以外の部屋、自宅以外の家（友人宅、祖父母の家など）が多く、地域の中に、ホッとでき、安心していられる場所があると答えた若者は少ない結果となった。

③外出頻度を尋ねたところ、外出頻度が低い人（ひきこもりがちな人）の割合は8.1%であり、平成30年度（3.7%）より4.4ポイント高くなっている。
外出しなくなったきっかけは「仕事や授業がリモートになったため（39.4%）」が最も高く、新型コロナウイルス感染症が外出をしなくなった理由に影響を与えている可能性がある。

④生活習慣、健康状態を尋ねたところ、「自分の精神状態は健康ではないと思う」の回答は25%を超えた。また、「深夜まで起きていることが多い」「昼夜逆転の生活をしている」「政治や経済・社会報道に目を通す」「誰とも口を利かずに過ごす日が多い」「人と会話するのはわずらわしい」「自分の精神状態は健康ではないと思う」の項目が平成30年度調査と比較して高い結果となっている。

⑤悩んでいることや心配なことを尋ねたところ、「お金のこと（55.5%）」が最も高く、「仕事のこと（43.9%）」、「進学、就職のこと（42.7%）」が続き、経済的基盤やライフプランに関する悩みが多い結果となった。

⑥20年後に希望する暮らし方を尋ねたところ、前回調査（20年後の自分のイメージ）と比較して「やりたいと思っている仕事をしていたい（92.5%）」「結婚したい・パートナーと生活していきたい（81.2%）」等、いずれも増える結果となった。

⑦世田谷区への居住継続意向を尋ねたところ、「住み続けたい・どちらかといえば住み続けたい」が8割以上と高い結果となった。

一方、「住み続けたいが、住み続けられない」「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」と回答した人に、住み続けたくない理由についてたずねたところ、「家賃、または住宅購入費が高い（64.7%）」が最も高いという結果となった。

⑧学校や仕事以外の活動参加の有無を尋ねたところ、「参加していない・関わっていない」が7割以上と高い結果となった。

一方、「参加していない・関わっていない」と回答した人に、活動への参加意向についてたずねたところ、6割以上の若者が参加意向や興味は持っているという結果となった。

⑨学校や仕事以外の活動への参加条件を尋ねたところ、現在の就学・就業状況別にみると、生徒・学生は「友人や知人と一緒に活動できる」「進学・就職の際、自己PRにつながる経歴になる」等の割合が、正社員・正規職員より高い結果となった。

⑩区施設の認知状況・利用状況を尋ねたところ、相談機関について「知っているものはない」は5割を超える結果となった。若者関連施設についても多くの施設について「知らない」が8割を超える結果となった。

⑪世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい意向の有無を尋ねたところ、伝えたいと思う人と、伝えたいと思わない人が半々に分かれる結果となった。

2 計画全体の指標

(1) 子どもの指標

【評価】

子どもの指標である「自分のことが好きだと思う子どもの割合」については、令和5年度は、小学校低学年では68.0%、小学校高学年では55.0%、中学生では54.7%となっています。

平成30年度（2013年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、小学校低学年、中学生では、好きだと思う割合が高くなっており、自己肯定感が高まっているといえます。小学校高学年では大きな変化はありません。

中学生の指標である「住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思う子どもの割合」については、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）にかけて、肯定的な回答が低くなっており、地域に貢献したいという意識が低くなっているといえます。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)
自分のことが好きだと思う 子どもの割合	小学生(低学年)	54.0%	51.1%	68.0%
	小学生(高学年)	54.6%	57.2%	55.0%
	中学生	39.4%	48.4%	54.7%
住んでいる地域のために、自分の力を役立てたい と思う子どもの割合（中学生）		46.8%	54.7%	46.4%

(2) 保護者の指標

【評価】

保護者の指標である「子育てについて楽しいと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.1%、就学児童（小学生）保護者では75.8%となっています。就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者どちらも平成25年度（2013年度）から大きな変化はありません。

「世田谷区を子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合」については、令和4年度（2022年度）は、就学前児童保護者では80.6%、就学児童（小学生）保護者では82.6%と8割を超えています。その割合は、就学前児童保護者、就学児童（小学生）保護者ともに、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）にかけて高くなっています。

		平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
子育てを楽しいと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	80.2%	79.1%	80.1%
	就学児童（小学生）保護者	75.1%	77.6%	75.8%
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	就学前児童保護者	73.2%	73.9%	80.6%
	就学児童（小学生）保護者	76.5%	78.2%	82.6%

(3) 地域の指標

【評価】

地域の指標である「地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合」については、令和4年度では携わる意向がある（計）の割合は、就学前児童保護者では64.5%、就学児童（小学生）保護者では64.2%となっています。その割合は、就学前児童保護者では、平成30年度から令和4年度にかけて低くなっています。就学児童（小学生）保護者では、大きな変化はありません。

			平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)
地域の子ども・子育て 支援に携わってもよい と考える保護者の割合	就学前児童保護者	すでに携わっている	1.5%	0.5%
		ぜひ携わりたい	16.7%	14.9%
		携わってもよい	50.9%	49.1%
		携わる意向がある (計)	69.1%	64.5%
	就学児童（小学生） 保護者	すでに携わっている	3.2%	1.1%
		ぜひ携わりたい	13.6%	13.7%
		携わってもよい	49.2%	49.4%
		携わる意向がある (計)	66.0%	64.2%

5 子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）

本編 P52

（1）教育・保育事業

◆幼稚園、認定こども園教育標準時間利用

	目標		実績			
	令和6年度（R7.4）		令和2年度（R3.4）		令和5年度（R6.4）	
	1号認定	2号認定 幼児期の学校教育の 希望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学校教育の 希望が強い	1号認定	2号認定 幼児期の学校教育の 希望が強い
特定教育・保育施設	1,781		1,907		1,958	
新制度に移行しない幼稚園	9,965		9,900		9,545	
区外利用－区内利用	636		636		602	
確保総計	12,382		12,443		12,105	

◆保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業

	目標			実績					
	令和6年度（R7.4）			令和2年度（R3.4）			令和5年度（R6.4）		
	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定
	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳	0歳	1－2歳	3－5歳
特定教育・保育施設	1,633	6,477	10,980	1,587	6,261	10,689	1,601	6,440	10,921
地域型保育事業	89	269	7	90	267	10	88	271	6
認可外保育施設	308	946	247	347	1,127	295	274	899	240
計	2,030	7,692	11,234	2,024	7,655	10,994	1,963	7,610	11,167
確保総計	20,956			20,673			20,740		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		目標	実績		
		令和 6 年度	令和 2 年度	令和 5 年度	
利用者支援事業	基本型・特定型（ヶ所）	11	11	11	
	母子保健型（ヶ所）	5	5	5	
延長保育		人数	5,579	5,261	5,383
一時預かり事業	幼稚園による 一時預かり その他の 一時預かり	人日数	471,418	387,899	373,466
		一時預かり（人日）	218,780	179,410	194,856
		ファミサポ（人日）	32,360	9,334	20,097
		合計（人日）	251,140	188,744	214,953
ファミリー・サポート・センター事業＜就学児＞ （子育て援助活動支援事業）		人日数	13,367	1,963	5,123
学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）		人数	9,058	7,861	8,962
ショートステイ事業（子育て短期支援事業）		人日数	3,861	3,285	1,703
ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	人日数	428,210	393,210	413,210	
	箇所数	74	67	69	
養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育支援訪問事業）	件数	306	361	339	
	委託事業者数	29	28	29	
病児・病後児保育		人日数	26,100	23,100	25,200
乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	対象人数	6,441	6,153	6,003	
	委託訪問指導員数	54	41	54	
	嘱託訪問員数	5	5	5	
妊婦健診事業		確保内容	都内契約医療機関にて実施	都内契約医療機関にて実施	都内契約医療機関にて実施

1 目指すまちの姿

現在、子ども条例検討プロジェクトで検討中

第1期、第2期は、目指すべき姿を「子どもがいきいきわくわく育つまち」として、すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指してきました。

世田谷区基本計画（令和6年(2024年)3月策定）では、区政が目指すべき方向性のひとつとして「子ども・若者を中心に据える」を掲げ、子ども・若者一人ひとりを大人とともに地域を一緒につくる主体として位置づけ、子どもが社会の真ん中にいると実感できる地域づくりを目指し、取組みを進めています。

第3期においても、子どもは生まれながらにして、今を生きる権利の主体である、という「子ども主体」の考えを引き継ぎます。

平成13年(2001年)12月に世田谷区子ども条例を制定しており、現在、一部の改正の議論が進んでいます。第3期で定める「目指すまちの姿」とは、条例に基づき、まちの主役である子ども・若者が、地域社会に参画した地域社会の将来像です。

「目指すまちの姿」は、子ども参画のもと、子どもたちとともに、決めていきます。

2 計画の目標

区は、子どもの権利条約及び世田谷区子ども条例に則して、子どもを権利の主体とし、その権利が保障され、成長段階に応じた環境がある『子どもが、すこやかに育つことのできるまち』の実現を目指し、計画を推進してきました。

しかしながら、不登校、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、子ども・若者の自死等、子どもの権利や健やかな育ちが侵害されている現状があります。さらに、コロナ禍を経て、地域の見守りやコミュニティの希薄化が一層進み、**子どもと若者を取り巻く環境や社会には、未だ改善すべき問題が多くあります。**

さらに、今回、子どもや若者たちの声を聴く中で、子ども自身が、遊んだり、学んだり、のんびり過ごしたり、話をしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、**周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ(競争的な社会のもとでの教育虐待(ときに教育という名目で遊びや余暇、健康的な生活を制限される)やしつけ等)、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が、世田谷の子どもたちが直面している課題として明らかになりました。**

これら子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりすることは、子どもやその周囲だけの責任では決してありません。子どもの権利の保障は、子どもと保護者の心身の状況や家庭の社会経済状況、子どもが通う施設や学校の状態、地域の環境、政策や社会情勢・文化、さらには、保護者も含めた周囲の大人が育った環境(子ども期を子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったこと)等の相互作用によるものであり、**区を含めた地域社会の責任**として捉え、今一度、子ども・若者の育ちと成長、子育てを**保護者だけのものとせず、地域社会全体でともに支えあうこと**を明確にします。

本計画では、少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、**子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくこと**を目指します。

【計画の目標】

子どもが権利の主体として、一人ひとり^{※2}の
健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、
自分らしく幸せ(ウェルビーイング^{※1})な今を生き、
明日からもよい日と思える^{※3}社会を実現する。

※1 「ウェルビーイング (Well-being)」

…身体的、精神的、社会的に満たされ、その人にとってちょうど心地よい、幸せな状態であることをいいます。

※2 「一人ひとり」

…個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くという共生社会の実現に向けた考えを踏まえます。

※3 「明日からもよい日と思える」

…主語は子ども・若者です。子ども・若者にとっての明日、明後日、その先の未来の時間も含みます。

「将来」や「未来」という言葉は、「未来の宝」という大人側の想いが想像されるため、使用していません。

3 計画を貫く4つの原則

本編 P63

本計画の推進にあたっては、第2期計画の「基本コンセプト＝子ども主体」を実現する施策を実施する上での、「3つの視点」として掲げた「つなぐ・つながる」、「参加と協働」、「地域の子育て力」を改め、新たに、本計画における「計画を貫く4つの原則」を定めます。**政策及び施策を実施するにあたっては、この4つの原則を踏まえます。**

1 子どもの権利と最善の利益の保障

子どもを権利の主体とし、一人ひとりの気持ちや個性、考えを尊重し、その権利と最善の利益を保障する。

2 子ども・若者の意見表明と参加・参画

年齢や育ちにあわせて、様々な場面や機会で、子ども・若者の声※を聴き、対話しながら、ともにウェルビーイングを実現する。

3 多様な関わりの中で、切れ目なく支える

子ども・若者一人ひとりの心身の育ちや状況にあわせ、多様な関わりの中で、切れ目なく、重なりあいながら、支える。

4 子ども・若者とともにすすめる地域社会づくり

子ども・若者、保護者、区民とともに、多様なコミュニティの中で、互いを尊重しながら、育っていける地域社会をつくる。

※声…意見だけでなく、広く気持ちや考えを含むものであり、子どもの年齢や発達に応じて、言語化された声のみならず、遊びや身振り等の非言語のコミュニケーションも含んでいる。

4 子ども・若者政策と少子化対策の関係性

本編 P64

現在の少子化は、経済的要因・心理的要因・環境的要因等、複数の要因が絡まっており、その対策には子どもや子育てを応援するといった社会全体の意識改革や子育ての社会化等も含み、国、都、区市町村、民間企業等がそれぞれの役割の下、連携しながら取組みを推進する必要があります。

区は、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体として、世田谷版ネウボラを中心とした妊娠期からの子育て支援、区民に寄り添った切れ目ない施策を強化していくことに重点を置き、事業者を含むすべての区民とともに、「子ども・子育て応援都市」の施策と地域の力を総動員して、子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思えるまち、「子ども・若者、Do 真ん中」の実現に取り組んでいます。

最も身近な自治体として、区民の多様な価値観を尊重しつつ、希望する方が子どもを産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要であることから、本計画の目標である「子どもが権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、子ども・若者が、自分らしく幸せ（ウェルビーイング）な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する。」ことによって、「世田谷で子育てしやすい」「子育てし続けたい」と実感できる区民を増やし、社会増及び自然増により持続可能な人口構成になることで、区として「希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷」を実現し、国、都の少子化対策に資することにつなげていきます。

子どもが権利の主体として、子ども・若者が、自分らしく幸せ(ウェルビーイング)な今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現するために、**子ども・若者の育ちと成長、子育てを子ども・若者や保護者個人の責任とはせず、地域社会全体でその育ちと子育てを支えるための取組みを推進すること**を主眼に「政策の柱」を定めます。

妊娠期からの子どものライフステージを通じて、**基本的な生活基盤の安定と、家庭や学校、地域で、あたたかく応答的な関係性や、居場所があること等、ポジティブな体験を重ねることは、すべての子どものウェルビーイングの基盤**となります。

小中学生アンケート調査の結果からも、周囲の人が自分の意見をちゃんと聞いてくれている、家族に大事にされている、学校が楽しい、地域のお祭りなどに行くのが好き、家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と複数の要素で実感できることは、自己肯定感に影響することが推測される結果でした。

さらに、こうした体験は、虐待・ネグレクト・家庭内での困難やいじめ等の逆境的体験がある子どもたちの傷つきの影響を緩和する可能性があります。その観点からも、**子どもを取り巻く多様なコミュニティの中で、信頼できる人々との関わりや体験を、子どもの権利に根差して保障することが必要**です。

事業者を含む区民とともに、多様なコミュニティ※1で、子ども・若者が、**ライフステージを通じて、様々な人々と出会い、安心して自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、豊かに遊んだり、経験したり、挑戦したり、成長し合えるポジティブな体験を増やします**。その基盤として、**すべての子どもが安定したアタッチメント※2を形成できるような環境を整えます**。

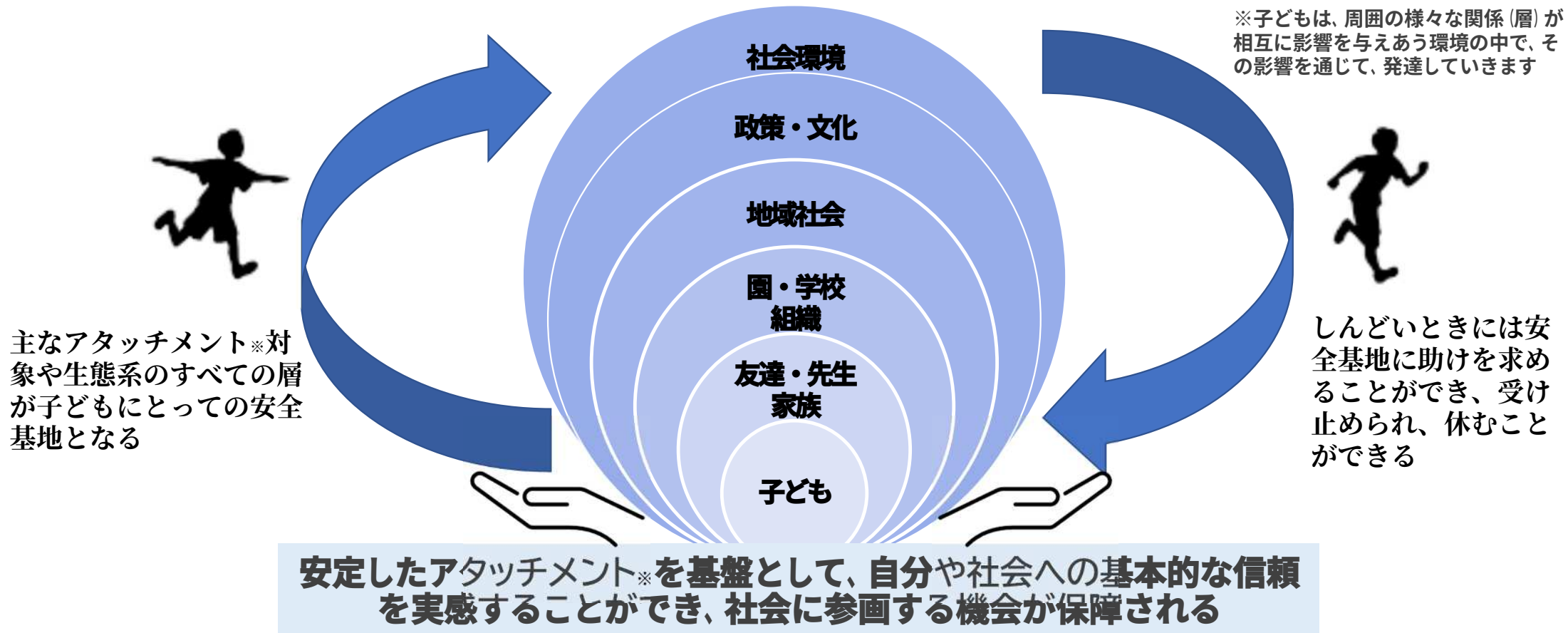
※1 コミュニティ…これまでの地域行政における地域・地区の定義に留まらず、子ども・若者や子育て家庭の日常的なつながりや関係、インターネット空間も含めた関係性を含む。

※2 アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか（アタッチメント対象）にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

子どものウェルビーイングの生態系：安心の輪

本編 P66

子どもを取り巻くすべての層とライフステージを通じて、「基本的な生活基盤の安定」と「安全で安心できる応答的な関わりや体験」が保障され、継続することを目指す



※アタッチメント…不安や恐怖などを感じたときに「特定のだれか（アタッチメント対象）」にくっつき、ケアされることで安心感を得ようとする本能的な欲求や行動のこと。アタッチメントが安定していると、子どもは自分や社会への基本的な信頼感を育むことができ、アタッチメント対象を安全基地として外の世界を探索することができる。

山口有紗氏（国立成育医療研究センター）
監修のもとに作成

子どもを取り巻くすべての層で ACEs (逆境体験) を減らし・癒し、PCEs (ポジティブな体験) を高める

PCEs (ポジティブな体験) が多い

よりウェルビーイングな
状態

ACEs (逆境体験)
が多い

ACEs (逆境体験)
が少ない

よりウェルビーイング
ではない状態

- ACEs (子ども時代の逆境体験)
…虐待やネグレクト、家庭内での暴力やメンタルヘルスの不調、貧困、排除等
- PCEs (子ども時代のポジティブな体験)
…家庭や学校や地域で、温かく応答的な関係性や、居場所があること等

PCEs (ポジティブな体験) が少ない

山口有紗氏 (国立成育医療研究センター)
監修のもと作成

【政策の柱】

New

1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、
子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現
します

2 乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土
台づくりと、健やかな成長を支えます

3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体
験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つ
ことができる環境をつくります

New

4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を
通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつく
ります

New

5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育
ちの環境に関わらず、安心して育つことができ
る地域をつくります

6 人や支援につながりながら、地域で心地よく
子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期か
ら切れ目なく支えます

7 子どもの命と権利を守るセーフティネット
の整備により、地域で安心して暮らすことがで
きる環境をつくります

New

政策の柱1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、 子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します

本編 P68

目指す状態

安心して、自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされていると感じている

一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている

子どもが、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と感じることができている

若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

- ①周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合
- ②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合
- ③社会を自分の力で変えられる、と思う子どもの割合
- ④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合

取組みの方向性

子どもは、一人ひとりが権利の主体であり、大人とともに地域社会をつくっていく一員であり、これからの社会を変えていく主体者です。

急激な社会状況の変化の中で、これまで以上に地域や社会の課題の多様化・複雑化が進んでいます。この課題に向き合うには、子ども、若者とまわりの大人が互いを尊重しながら対話を重ね、それぞれのアイデアや考えを持ち寄り、解決したり、新たな価値をつくっていける地域社会を実現する必要があります。

その実現のために、日常の関わりや地域社会等の様々な場面での取組みをさらに充実し、子ども・若者一人ひとりが、安心して声や意見を表明し、自分らしさが肯定される周囲との応答的な関わりを通じて、周囲に何らかの変化をもたらしたり、受け入れられたと実感できる環境づくりに取り組みます。

これらの取組みにより、子ども・若者が、周囲や地域の様々な人々と社会的に関わっている、と実感できる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 日常的に子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくり※と地域・社会への参加・参画の推進
- ◆ 子ども・若者が参画した施策の評価・検証の仕組みの構築
- ◆ 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進
- ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ
- ◆ 子育ての社会化、地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

※うまく意見を表明できない乳幼児等の意見をくみ取る関わり、自己を形成するための支援等

政策の柱2 乳幼児期の支援を通じて、 子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます

本編 P69

目指す状態

子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合

⑥子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合

取組みの方向性

乳幼児期の子どもが、健やかに成長（育ち）するとともに、心も、身体も、周囲との関係も、心地よく満たされ、自分のことが好き、と実感できる社会を実現する必要があります。

そのためには、子どものウェルビーイングと成長を支えるとともに、子どもが保護者と安定したアタッチメントが形成できるような環境を整えるなどの子どもの育ちの土台づくりも重要です。

区は、乳幼児期の子どもの健やかな成長と育ちの土台づくりのために、子どもや子育て家庭の状況を把握し、それぞれのニーズに沿った教育・保育事業や子ども・子育て支援事業をきめ細かく展開します。

また、子どもの育ちに関わるすべての関係者（施設・事業）が、専門性を活かしながら、子どもの権利を主体にした支援を行えるよう、質の確保と向上に取り組めます。

これらの取組みにより、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図ります。

施策の概要

- ◆ 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実
- ◆ 子どもの権利を主体とした教育・保育の質を守り、高めるための支援
- ◆ 子どもの健やかな育ちに関わる専門人材の確保・育成
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ、学びの機会の充実
- ◆ 幼稚園や保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化

政策の柱3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、 のびのびと遊び、育つことができる環境をつくります

本編 P70

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
子どもが自分自身のことが好きだ、と感じることができている (再掲)	⑤自分のことが好きだ、と思う子どもの割合 (再掲)
一人ひとりの子どもの最善の利益が、その子の意見を踏まえて十分に考慮されている (再掲)	②自分にとって一番よいことはなにか、大人にいっしょに考えてもらえる、と思う子どもの割合 (再掲)
子どもが安心して過ごせる場所があり、行くことができ、子どもにとって安心できる関係がある	⑦やりたいことを楽しみ、のびのび遊び、疲れたら休むことができている、と思う子どもの割合 ⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合

取組みの方向性	施策の概要
区ではこれまで、子どもの成長・発達を支える「遊び」を大切にしながら、子どもが自分らしく安心・安全に過ごし、育つことができる環境づくりに取り組んできました。その一方で、児童虐待相談件数の増加や遊び場の減少、子ども自身が自由に使える時間を十分に持てない状況など子どもを取り巻く環境の厳しさが増しており、「遊ぶ権利」や「育つ権利」、「参加する権利」をはじめとした子どもの権利を全ての子どもが実感できる環境整備が以前にも増して重要となっています。 そのために、子どもの成長を温かく見守るネットワークを拡充していくとともに、児童館をはじめとした居場所が「子どもの権利の拠点」となり、子どもが遊んだり、くつろいだり自由に過ごすことができたり、意見を言いやすい環境を整え、その取組みを地域に広げていきます。 これらの取組みにより、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現します。	◆ 子どもに身近な相談支援・見守りネットワークの強化 ◆ 子どもの権利の拠点の充実 ◆ 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 ◆ 外遊びの機会と場の拡充 ◆ 子ども関連施設や学校で直接関わる大人への子どもの権利学習、保護者への意識醸成・働きかけ (再掲)

New

政策の柱4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくります

本編 P71

目指す状態	子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標
若者が、地域での活動や交流を通して、いきいきと力を発揮している（再掲）	④人や社会の役に立ちたい、と思う若者の割合（再掲） ⑨世田谷区の相談支援機関を知っている若者の割合
若者が身近な地域のなかで、安心して過ごせる居場所がある、知っている	⑩ホッとでき、安心していられる場所がある、と思う若者の割合
若者がやりたいことにチャレンジしたり、多様な経験を重ねることができる機会が充実している	⑪最近2、3年の間に、学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボランティアなどに参加・企画から関わった、若者の割合
若者が日ごろから意見を尊重されていると実感し、希望をもって自分の意見を伝えたいと思っている	⑫世田谷区の制度・施策について意見を伝えたい、と思う若者の割合

取組みの方向性	施策の概要
若者期における課題として、子ども期から引き継がれる課題と、自立を見据えた若者期特有の課題があり、成人期に向けて自立を見据えた支援を受けることができる体制が必要です。地域の中で様々な人がつながりながら、若者の悩みや葛藤に寄り添い、活動や交流をサポートすることで、若者が自立し活躍するための環境を充実させることがより一層重要となっています。 そのため、地域全体で一人ひとりの若者の悩みや葛藤に寄り添い、支え、互いにつながり合うことができるよう、若者の自立に向けた支援が必要です。 また、若者にとって身近な地域のなかで安心して過ごせる居場所の充実を進めるとともに、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を拡充します。さらに、若者が過ごすあらゆる場面において、若者の意見を受け止め、尊重し、ともに考えることで、若者が安心して意見を言える環境づくりや意見反映の取組みを進めます。 これらの取組みを通して、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現します。	◆ 若者にとって力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場の充実 ◆ 若者が地域で多様な経験を重ねることができる場や機会の充実及び参加・参画の推進

New

政策の柱5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域をつくります

本編 P72

目指す状態

子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と感じることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

- ⑧家族の他に自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる、と思う子どもの割合(再掲)
- ⑫心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合
- ⑬どんな理由でも差別されない、と思う子どもの割合
- ⑭自分のことが大事だ、と思う若者の割合
- ⑮自分のことが大事だ、と思う若者の割合

取組みの方向性

すべての子ども・若者が、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている、と実感でき、自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりをすすめる必要があります。

そのためには、子ども・若者が、心身ともに豊かに育つことができるために、様々な課題や個別ニーズに応じて必要な支援が受けることができるよう施策を充実するとともに、子ども・若者が抱える悩みや困難に、身近な周囲の大人が気づいたり、サポートにつなげることができるネットワークづくり等に取り組めます。

これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、障害の有無や家庭の経済状況など生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、本来持っている力が発揮できるよう、ウェルビーイングな状態にあることを実現します。

施策の概要

- ◆ 子どもの貧困対策
- ◆ ひとり親家庭への支援
- ◆ 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援
- ◆ 発達・発育を支える体制の整備・充実(医療的ケア児への支援や施設整備等)
- ◆ ヤングケアラー支援
- ◆ 何らかの困難や孤独感、生きづらさを抱えた若者への支援

政策の柱6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、 家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます

本編 P73

目指す状態

保護者も、子どもと一緒に育ち、子育てを楽しみ、と感じることができている（再掲）

保護者等が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく子育てしている

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⑥子育てを楽しみ、と感じる保護者の割合（再掲）

⑩子育てしやすい環境だ、と感じる保護者の割合

⑪地域の子ども・子育て支援に携わってもよい、と考える保護者の割合

取組みの方向性

妊娠期から、子育て支援と福祉、医療、地域とが連携しながら、顔が見えるネットワークの中で、「世田谷版ネウボラ」を中心に、子育て家庭を切れ目のない支援に取り組んできました。

しかしながら、コロナ禍を経て、地域の見守りや支えあいのコミュニティの希薄化に拍車がかかり、家族の核家族化や子育て世代の減少等もあり、妊娠や出産、子育てが孤立しており、その対応が急務になっています。

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考えを踏襲し、子育て家庭が、日々の暮らしの身近なところで、地域の人々や支援につながりながら、孤立することなく、安心して暮らせるよう、包括的な相談支援体制の強化や伴走型支援、予防型施策の充実に取り組めます。また、妊娠期も含めて、地域につながりながら子育てするための仕掛けや、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供・支援、アウトリーチによる支援を充実します。

これらの取組みにより、子どもとその保護者が、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 伴走型 相談支援体制の強化（児童福祉法改正への対応）（こども家庭センター・地域子育て相談機関、地区における見守りネットワーク）
- ◆ 相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援やつながる仕組み、情報や支援を届ける取り組みの充実
- ◆ 妊娠期から地域につながる取組みの推進
- ◆ 保護者の学びの支援
- ◆ 保護者への子どもの育ちや権利に関する意識醸成・働きかけ（再掲）

政策の柱7 子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、 地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

本編 P74

目指す状態

子どもが、安心して暮らせている、とすることができる

子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標

⑬心も身体ものびのび成長でき、安心して暮らしている、と思う子どもの割合(再掲)

取組みの方向性

令和2年度(2020年度)に児童相談所を開設し、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指すことを理念とし、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図ってきました。

一方で、令和5年度(2023年度)の区の児童虐待相談対応件数は、3,249件にのぼり、複雑・困難なケースも増加していることから、さらなる支援の充実を図る必要があります。

そのために、家庭への養育環境の支援に取り組むとともに、代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境において養育されるよう、子どもの最善の利益が保障された権利擁護の取組みを推進します。

これらの取組みを通じて、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

施策の概要

- ◆ 予防型の児童相談行政の推進
- ◆ 家庭養育を優先した社会的養護の推進
- ◆ 地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実

第5章 計画の内容

本編 P75-123

☞ 第2期後期計画の施策を基本に、若者計画を体系に組み込んだうえで、妊娠期、乳幼児期、学童期・思春期、若者期、子育て期のライフステージ順で定める。

大項目	中項目
1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	(1) 子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の充実 (2) 教育・保育の質を守り、高めるための支援
2 子どもの参加・参画と成長・活動の支援	(1) 子どもが意見を表明しやすい環境づくりと参加・参画の機会の充実 (2) 子どもの権利学習・意識の醸成、権利擁護の取組みの推進 (3) 子どもに身近な相談支援・見守りのネットワークの強化 (4) 子どもの権利の拠点の充実 (5) 子どもが安心して過ごすことができ、多様な経験を重ねることができる場や機会の充実 (6) 子ども期からのこころとからだの健康づくり
3 若者が力を発揮できる環境づくり	(1) 若者が力を発揮できる環境の充実 (2) 若者自身がライフプランを描き実現するための支援
4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	(1) 妊娠期から人や支援につながりながら、子育てできる環境づくり～世田谷版ネウボラの深化～ (2) 保護者の子育て力をともに支えるための支援
5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート	(1) 要保護児童・養育困難家庭への重層的支援 (2) 配慮が必要な子どもの支援 (3) 生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～ (4) ひとり親家庭の子どもの支援 (5) 悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援
6 福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	(1) 福祉分野と教育分野の連携強化 (2) 「共に学び、共に育つ」教育の充実
7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり	(1) 子ども・若者、子育てに関わる人材の確保及び育成、支援 (2) 子育てに係る手続きの負担軽減、情報を届ける仕組みの充実 (3) 地域の子育て力への支援 (4) 子ども・若者、子育てを支える基盤

第6章 子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）

本編
P124

子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援事業計画」を5年ごとに策定するとされており、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえるとされています。

区では、基本指針と令和4年（2022年）5月に実施したニーズ調査結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行ったうえで、事業計画を策定しました。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年（2022年）6月）では、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置することが市町村の努力義務となりました。これとあわせて、新たな市町村の事業として、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が創設されました。本事業計画では、その内容を反映しています。

また、「こども誰でも通園制度」は、令和7年度（2025年度）に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度（2026年度）から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施できるよう、改正子ども・子育て支援法が令和6年（2024年）6月に成立しました。そのため令和6年（2024年）夏頃以降に、基本指針及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」が改正される予定となっています。その改正を待って、「こども誰でも通園制度」については記載を検討します。

3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

本編
P128・129

(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用（以下、「幼稚園等」という。）によって確保する対象としては、1号認定の方及び2号認定のうち幼児期の学校教育の希望が強い方となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育を希望する子どもです。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもですが、幼児期の学校教育の希望が強い方は、保育所を利用するのではなく幼稚園等を利用するであろうという考え方から対象としています。ニーズ調査の結果、確保量が需要量を上回っている一方で、3歳以降も「左記以外（保育の希望が強い方）」の需要が比較的高いことから、幼稚園による一時預かりの拡充を進めます。

2) 保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等により確保する対象としては、原則として、2号認定のうち、前記の幼児期の学校教育の希望が強い方を除いた方と3号認定の方になります。3号認定は、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもです。

ニーズ調査の結果では、0歳が実態と大きく乖離している状況があること、1歳と2歳で保育所等の需要（利用意向率）に差が生じている状況があります。そのため、需要量見込みについては、過去の保育所等を利用されている方や利用を希望されている方等の状況を分析して、次のように算出します。

0歳は、国が示した育児休業の取得状況等を踏まえて計算する手法を用いてニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映して算出します。1歳は、0歳と同様にニーズ調査の結果に育休取得の状況を反映するとともに、ニーズ調査における潜在的ニーズを調整して算出します。2歳は、1歳の需要の算出結果を踏まえ、過去の1歳から2歳への利用状況の推移を勘案して算出します。

2号認定は、ニーズ調査の結果と2歳の需要の推移を勘案し算出します。また、推計では将来人口推計を用いていますが、将来人口推計と実績の乖離が一部生じている実態を踏まえ、需給状況に大きく影響する年齢では乖離を反映しています。

確保の内容については、既存の施設等の定員の見込みから1歳を除き需要量見込みを満たす状況となっています。そのため、1歳を中心として確保策を検討する必要があります（確保策については現在調整中）。

◆ 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期（全地域）

計数整理中

本編
P128・129

		令和5年度（2023年度）（実績）						令和6年度（2024年度）（見込）						(人)			
		1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定						
			幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳				
①需要量見込み		6,714	1,851	11,156	1,937	7,674		6,390	1,762	10,618	1,908	7,632					
確保の内容	②特定教育・保育施設	1,958		10,921		1,601		6,440		1,890		10,939			1,607		6,432
	③新制度に移行しない幼稚園	9,545								9,545							
	④区外利用－区内利用	602								602							
	⑤地域型保育事業所			6		88		271				6		88		271	
	⑥認可外保育施設			240		274		899				240		265		891	
	⑦確保総計	12,105		11,167		1,963		7,610		12,037		11,185		1,960		7,594	
	⑧前年度比									-68		18		-3		-16	

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）						令和9年度（2027年度）					
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
①	6,081	1,672	10,290	1,698	3,691	3,642	5,849	1,609	10,068	1,735	3,685	3,709	5,724	1,575	10,008	1,769	3,682	3,719
②	1,712		10,923	1,610	3,182	3,483	1,558		10,873	1,610	3,167	3,481	1,434		10,858	1,606	3,164	3,465
③	9,029						9,029						9,029					
④	602						602						602					
⑤			6	88	134	137			6	88	134	137			6	88	134	137
⑥			232	253	420	435			232	250	420	435			232	250	414	412
⑦	11,343	11,161	1,951	3,736	4,055		11,189	11,111	1,948	3,721	4,053		11,065	11,096	1,944	3,712	4,014	
⑧	-694	-24	-9		197		-154	-50	-3	-15	-2		-124	-15	-4	-9	-39	

	令和10年度（2028年度）						令和11年度（2029年度）					
	1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳		幼児期の 学校教育 の希望が 強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
①	5,544	1,526	9,852	1,807	3,716	3,716	5,419	1,516	9,939	1,846	3,752	3,712
②	1,332		10,812	1,595	3,154	3,450	1,282		10,780	1,595	3,144	3,448
③	9,029						9,029					
④	602						602					
⑤			6	88	134	137			6	88	134	137
⑥			232	250	414	412			232	250	414	412
⑦	10,963	11,050	1,933	3,702	3,999		10,913	11,018	1,933	3,692	3,997	
⑧	-102	-46	-11	-10	-15		-50	-32	0	-10	-2	

※③新制度に移行しない幼稚園については、令和7年度より閉園予定園の募集しない学年の定員数を除いた数を確保数としている。

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

1) 利用者支援に関する事業

利用者支援事業は、地域において、緊密に連携し、ネットワークによる相談支援を実施しています。令和7年度（2025年度）より、従来の利用者支援事業（基本型）6か所に加え、子育てステーション、おでかけひろばを新たに基本型に位置付けます。また、利用者支援事業を活用しない地域子育て相談機関として、児童館等を位置付け、身近な場所で相談できる体制を強化します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	需要量見込み(ヶ所)	57	60	60	60	60
	確保の内容(ヶ所)	57	60	60	60	60
	前年度比	51	3	0	0	0
地域 子育て相談機関	需要量見込み(ヶ所)	83	86	86	87	88
	確保の内容(ヶ所)	83	86	86	87	88
	前年度比		3	0	1	1
特定型	需要量見込み(ヶ所)	5	5	5	5	5
	確保の内容(ヶ所)	5	5	5	5	5
	前年度比	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	需要量見込み(ヶ所)	5	5	5	5	5
	確保の内容(ヶ所)	5	5	5	5	5
	前年度比	0	0	0	0	0

2) 延長保育（時間外保育事業）

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みでは、平成30年度（2018年度）調査と比較して、令和5年度（2023年度）以降の需要量見込みが大幅に減少している状況にあります。今後、需要量の回復も想定される中、希望する保護者が延長保育を利用できるよう、現状の延長保育の実施体制（確保の内訳）を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	1,814	1,773	1,748	1,717	1,708
確保の内容（人）	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
前年度比	-279	0	0	0	0

3) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保育事業または幼稚園と日常的な預かり保育を利用していない人の利用を想定しており、令和8年度（2026年度）から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として開始される「こども誰でも通園制度」の利用対象者と重複することから、今後、「こども誰でも通園制度」の基本指針等が示され次第、一時預かり事業も併せて、検討します。

4) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）（子育て援助活動支援事業）

ニーズ調査結果に基づく需要量見込みは、潜在需要を含んでいることから本事業の利用件数とかけ離れているため、令和7年度（2025年度）から算出方法の見直しを行いました。実際に利用している会員数の割合や就学児の利用実績、さらに需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	8,197	9,207	10,341	11,615	13,046
確保の内容（人日）	6,037	7,083	8,310	9,750	11,440
前年度比	877	1,046	1,227	1,440	1,690

5) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

低学年（1～3年生）について、新BOP学童クラブでは、定員を設けることなく条件を満たしている児童の受け入れを行っています。新BOP学童クラブの大規模化や狭あい化の解消を目指して整備を行う民設民営放課後児童クラブの誘致も進め、各年度の需要見込みに対応していきます。

高学年（4年生以上）については、BOPや児童館、そしてプレーパーク等の民間事業者が運営する子どもの居場所において、児童の成長にあわせて継続した見守りを実施することで対応をしています。なお、配慮が必要な児童に関しては、新BOP学童クラブ等で6年生まで子どもの育ちに寄り添っています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	計	10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
	1年生	3,459	3,357	3,305	3,447	3,230
	2年生	3,181	3,310	3,191	3,109	3,223
	3年生	2,716	2,785	2,895	2,774	2,664
	低学年	9,356	9,452	9,391	9,330	9,117
	4年生	654	633	611	603	559
	5年生	265	267	259	250	247
	6年生	105	105	106	102	99
	高学年	1,024	1,005	976	955	905
確保の内容（人）		10,380	10,457	10,367	10,285	10,022
前年度比		1,027	77	-90	-82	-263

6) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

ショートステイ事業は、育児不安等を解消し児童虐待予防のための支援をする機能も担っており、時期を逃さず適切に利用へつなげる必要があるため、実績を踏まえた事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	1,974	1,976	1,978	1,980	1,982
確保の内容（人日）	4,053	4,149	4,245	4,341	4,437
前年度比	96	96	96	96	96

7) 養育支援訪問事業

利用実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	796	792	787	784	782
確保の内容（件）	796	792	787	784	782
前年度比	490	-4	-5	-3	-2

8) ひろば事業（地域子育て支援拠点事業）

「ベビーカーや子どもの足で歩いていける距離（15分）」に設置されるよう面的な整備を進め、令和11年度（2029年度）までに83か所確保することを目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
需要量見込み（ヶ所）	78	81	81	82	83
確保の内容（人日）	448,210	463,210	463,210	468,210	473,210
前年度比	20,000	15,000	0	5,000	5,000
確保の内容（ヶ所）	78	81	81	82	83
前年度比	4	3	0	1	1

9) 病児・病後児保育事業

需要量見込みの伸びを勘案し、現在の事業量（施設数と定員数）を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	21,200	21,300	21,500	21,700	22,200
確保の内容（人日）	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200
前年度比	0	0	0	0	0

10) 乳児期家庭訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

訪問率100%を目指し、実績見込み数である委託訪問指導員、嘱託訪問員あわせて59人の体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	5,890	5,861	5,828	5,804	5,789
確保の内容（人）	5,890	5,861	5,828	5,804	5,789
前年度比	-551	-29	-33	-24	-15
確保の内容 委託訪問指導員	54	54	54	54	54
前年度比	0	0	0	0	0
確保の内容 嘱託訪問員	5	5	5	5	5
前年度比	0	0	0	0	0

11) 妊婦健診事業

現在の都内契約医療機関で実施する体制により、充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人）	6,310	6,278	6,242	6,216	6,200
確保の内容	実施場所：都内契約医療機関				→

12) 子育て世帯訪問支援事業

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。区では、これまで養育支援訪問事業に位置付けていた「Ⅰ さんさんプラスサポート事業」、「Ⅱ 養育困難家庭ホームヘルパー訪問事業」、「Ⅲ 学生ボランティア派遣事業」に、「Ⅰ② ツインズプラスサポート事業」を加え、本事業に位置づけます。

現行の契約事業者で実施する体制を維持することにより充足できています。引き続き、現行体制を維持します。

Ⅰ ①「さんさんプラスサポート事業」、②「ツインズプラスサポート事業」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）…さんさんプラス①	233	232	231	229	229
需要量見込み（件）…ツインズプラス②	178	177	176	175	174
需要量見込み計（件）…①+②	411	409	406	404	403
確保の内容（件）…さんさんプラス①	233	233	233	233	233
確保の内容（件）…ツインズプラス②	178	178	178	178	178
確保の内容（件）…①+②	411	411	411	411	411
前年度比		0	0	0	0
確保の内容（事業者）	31	31	31	31	31
前年度比		0	0	0	0

II 養育困難家庭ホームヘルパー訪問事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	128	133	138	143	148
確保の内容（件）	128	133	138	143	148
前年度比		5	5	5	5
確保の内容（事業者数）	13	13	13	13	13
前年度比		0	0	0	0

III 学生ボランティア派遣事業

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（件）	10	13	16	19	22
確保の内容（件）	10	13	16	19	22
前年度比		3	3	3	3
確保の内容（事業者数）	1	1	1	1	1
前年度比		0	0	0	0

13) 児童育成支援拠点事業

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。区では、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業を位置づけます。区内北部および区内南部の2か所にて充足するかは、令和6年度（2024年度）に開設する2か所目の実施状況をふまえて、本計画の中間見直しの時、検討します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	121	121	123	125	124
確保の内容（人日）	80	80	80	80	80
前年度比		0	0	0	0

14) ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）

本事業は、令和4年（2022年）の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。区では、ペアレント・トレーニングを本事業に位置付けます。この間の実績及び需要量の見込みを踏まえて事業量を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量見込み（人日）	20	20	24	28	32
確保の内容（人日）	16	32	32	32	32
前年度比		16	0	0	0